

## 4 公共施設の再編方法

4-1	再編の基本手法の整理	
(1)	基本手法	75
4-2	公共サービスのあり方の見直し	
(1)	対象者や内容を限定しないサービス提供	77
(2)	公共施設以外でのサービス提供	79
4-3	施設配置の見直し	
(1)	小学校区レベル	80
(2)	行政地域レベル	81
(3)	全市レベル	82
4-4	施設分類別の再編内容	83
(1)	本庁舎・支所	84
(2)	消防施設	86
(3)	学校施設	88
(4)	子ども・青少年施設	92
(5)	子育て関連施設	94
(6)	福祉関連施設	96
(7)	生涯学習施設	98
(8)	図書館	100
(9)	スポーツ施設	102
(10)	文化施設・鎌倉芸術館（先行事業）	104
(11)	市営住宅（先行事業）	106
4-5	再編後の施設配置とコスト	
(1)	施設の配置と規模	108
(2)	再編によるコスト削減効果	108



## 4 公共施設の再編方法

### 4-1 再編の基本手法の整理

公共施設の再編を検討するにあたり、再編の基本手法を整理します。

#### (1) 基本手法

取組方針で示した再編方法（「公共サービスのあり方の見直し」、「施設の規模・配置のあり方の見直し」、「施設の整備・運営の効率化・財源確保」）に関連する主な手法について、期待される効果を次の3項目などで整理しました。

- ① 床面積
- ② 施設コスト（修繕費、光熱水費、建物管理委託費、賃借料等の施設に係るコスト）
- ③ 事業運営コスト（職員人件費、事務委託費等の事業運営に係るコスト）

施設分類別の再編にあたっては、現在も行っている運営面での工夫も踏まえつつ、これらの手法を複数組み合わせるなど、それぞれの用途・地域に適した再編方法を検討します。

図表 再編の基本手法

◎：削減効果大  
○：削減効果小  
—：該当なし

再編方法	手法例	期待される効果				
		床面積	施設コスト	事業運営コスト	その他	
公共サービスのあり方の見直し	他用途への転換	・低利用施設の機能転換	◎	◎	○	—
	廃止・統廃合	・老朽化施設、低利用施設の単純廃止 ・単独施設の統廃合	◎	◎	◎	—
	IT化	・図書館ネットワークシステムの充実 ・データの一元管理、運用	—	—	◎	利便性向上
施設の規模・配置のあり方の見直し	複合化 <sup>*14</sup> 集約化 <sup>*15</sup> 共用化 <sup>*16</sup>	・低利用施設、単独施設の複合化・集約化 ・公共施設会議室、民間会議室等類似機能の共用化 ・学校教室、敷地の多目的利用（余裕が生じた場合） ・各部門横断的利用の促進	◎	◎	○	多世代交流促進 利便性向上
	広域連携	・周辺自治体等との相互補完、相互利用 ・市民ホール・大型スポーツ施設等の共同運用（役割分担） ・図書館の共同運用	○	○	○	集約化による機能向上

\*14 複合化：複数の用途・機能を合わせて、1つの施設として整備すること。

\*15 集約化：同種または類似の機能を集め合わせて、1つの施設として整備すること。

\*16 共用化：会議室等のスペースを複数の用途で利用できる状態にすること。

◎：削減効果大  
 ○：削減効果小  
 —：該当なし

再編方法	手法例	期待される効果				
		床面積	施設コスト	事業運営コスト	その他	
施設の整備・運営の効率化・財源確保	整備レベルの見直し	・建物整備レベルの見直し ・設計施工一貫方式(デザインビルド方式) <sup>*17</sup> 等 ・財政制約に基づく施設更新の優先順位付け	—	◎	—	—
	維持管理コストの削減	・清掃・警備等一括発注 ・更新サイクルの設定 ・ESCO事業 <sup>*18</sup> の活用 ・高効率器具等への交換(LED化等)	—	◎	○	省エネ 温暖化防止
	民間活力等による効率化促進	・窓口サービスの民営化 ・保育園の民営化 ・図書館の一部業務委託 ・施設運営の外部化(指定管理者制度 <sup>*19</sup> 等) ・PFI	—	○	◎	サービスレベルの向上
	保有形態の見直し	・市営住宅の借上げ ・民間施設(ホール・会議室等)の賃貸借 ・民間スポーツクラブ等の利用助成 ・集会施設等の地域移譲	◎	◎	○	利便性向上
	長寿命化	・建替え、大規模改修内容等の設定	—	◎	○	省資源
	遊休資産の外部利用	・遊休資産(寄付用地等)の売却、賃貸借	◎	◎	○	—

<sup>\*17</sup> 設計施工一貫方式(デザインビルド方式)：設計と施工を一括で発注することにより、民間企業の優れた技術を活用し、設計・施工の品質確保、合理的な設計、効率性を目指す方式である。

<sup>\*18</sup> ESCO事業：(Energy Service Company) 省エネルギー効果が見込まれるシステム・設備などを提案・提供し、維持・管理まで含めた包括的なサービスを提供する事業

<sup>\*19</sup> 指定管理者制度：従来、自治体や外郭団体に制限されていた一部の公共施設の管理運営に、株式会社やNPOといった民間事業者も参入できる制度。本市では体育館、市営住宅、鎌倉芸術館などの施設に導入している。

## 4-2 公共サービスのあり方の見直し

これまでの公共施設は、個々の施設に対して目的や用途、対象者を明確に設定しているため、複数の施設で類似の機能を持ちつつも、相互利用や効率的利用が難しい状況となっています。

現在、本市では限られた財源の中で、質の高い市民サービスの提供を行うため、新鎌倉行政経営戦略プラン<sup>\*20</sup>に基づく取組を進めていますが、公共施設再編の観点からも必要なサービスの提供方法の見直しを行います。

### (1) 対象者や内容を限定しないサービス提供

現在、例えば子育て関連施設や高齢者福祉施設、社会教育関連施設では、「遊び場の提供」、「活動の場の提供」、「各種講座の開催」など、それぞれの施設毎に目的の異なるサービスを提供しています。

これらのサービスは、目的に応じて、対象者の年齢や利用料金、提供時間等が設定されていますが、その多くは「貸室、会議室」スペースの利用によるもので、それぞれが類似のサービスを提供しています。

こうした利用実態に着目し、施設を一つの目的や対象者に限定せず、多世代が多目的に利用できる多機能な施設に転換・複合化することで、提供するサービスの量や質は維持しながら、施設に係るコストや施設面積の削減を行います。

また、複合化にあたっては、今後、公共施設予約システムを一元化すること等の工夫により、サービス利用者の利便性の向上を図ります。

複合化によって利用しなくなった施設については、遊休、余剰資産として賃貸、売却等を行うことにより、その収益を必要な公共サービスに係る経費の原資に充当していきます。

---

<sup>\*20</sup> 新鎌倉行政経営戦略プラン:「持続可能な市政運営を進めるとともに質の高い市民サービスの提供を目指す」ことを目標に、「持続可能な財政基盤の確立」、「地域主権の推進」、「市民本位のサービス提供」を行うことを目指した行政改革の取組み計画。(平成23~27年度)

図表 「場の提供」スペースを持つ施設

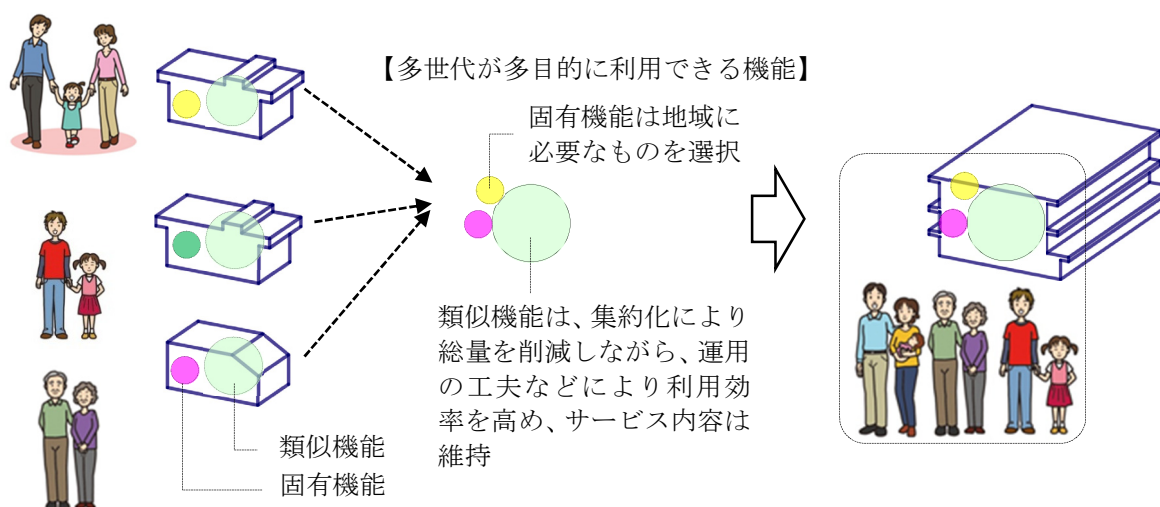
施設	利用者	料金/予約	開館時間(最大)	施設内容 ( <input type="checkbox"/> が類似の機能)
子どもの家	小学校に就学している児童	有料	学校開校日 放課後～ 19:00	子ども室、プレイルーム、図書室
子ども会館	乳幼児～中学生 (乳幼児は要付添)	無料	10:00 ～17:00	プレイルーム、図書室、庭
青少年会館	団体・個人 (要登録)	有料/ 要予約	9:00 ～21:30	研修室、会議室、集会室、 美術室、和室、調理実習室、 音楽室、ロビー
老人福祉センター	60歳以上	無料/ 要予約	9:00 ～16:00	生活相談室、健康相談室、 機能回復訓練室、集会室、 教養娯楽室、図書室、浴場
学習センター	貸室は、5人以上の 団体(要登録)	有料/ 要予約	9:00 ～22:00	ホール、ギャラリー、集会室、 調理実習室、音楽室、和室、 美術創作室、ロビー
図書館	条件なし	無料	9:00 ～19:00	図書館資料の開架・閲覧、保存、 視聴覚資料の視聴、情報の検索・ レファレンスサービス、集会・展示



類似の機能は多世代が多目的に利用できる施設に集約

類似機能を持つ施設については、機能を集約することで、目的や対象を限定した施設を削減

地域の拠点となる施設の大規模改修や建替え時に複合化



## (2) 公共施設以外でのサービス提供

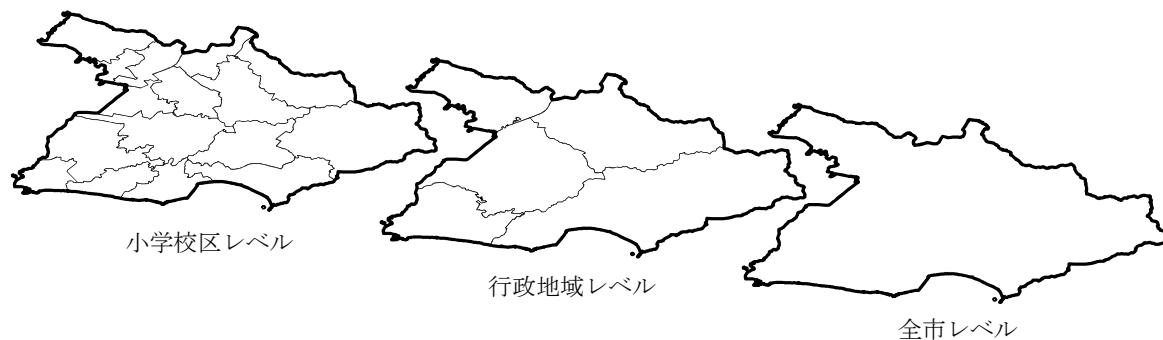
公共施設の整備が大規模に行われていた昭和 40 年代から 60 年代には、民間事業者等による市民利便施設等はほとんどありませんでしたが、近年では民間事業者等による様々なサービスの提供が増えてきています。

今後は、このようなサービスの内容を見極めながら、民間事業者等を積極的に活用することにより、従来型の公設公営による公共施設だけに頼らないサービスの提供方法を検討します。

### 4-3 施設配置の見直し

公共施設に係る現状と課題を踏まえると、将来的に全ての公共サービスを現状の形で提供し続けることはできません。そのため、それぞれのサービスの内容を踏まえ、サービスの提供箇所数と配置の見直しにより、公共サービスの提供箇所を16の「小学校区レベル」、5つの「行政地域レベル」、「全市レベル」に整理し、公共施設全体の最適化を図ります。

図表 公共サービスの提供箇所の区分



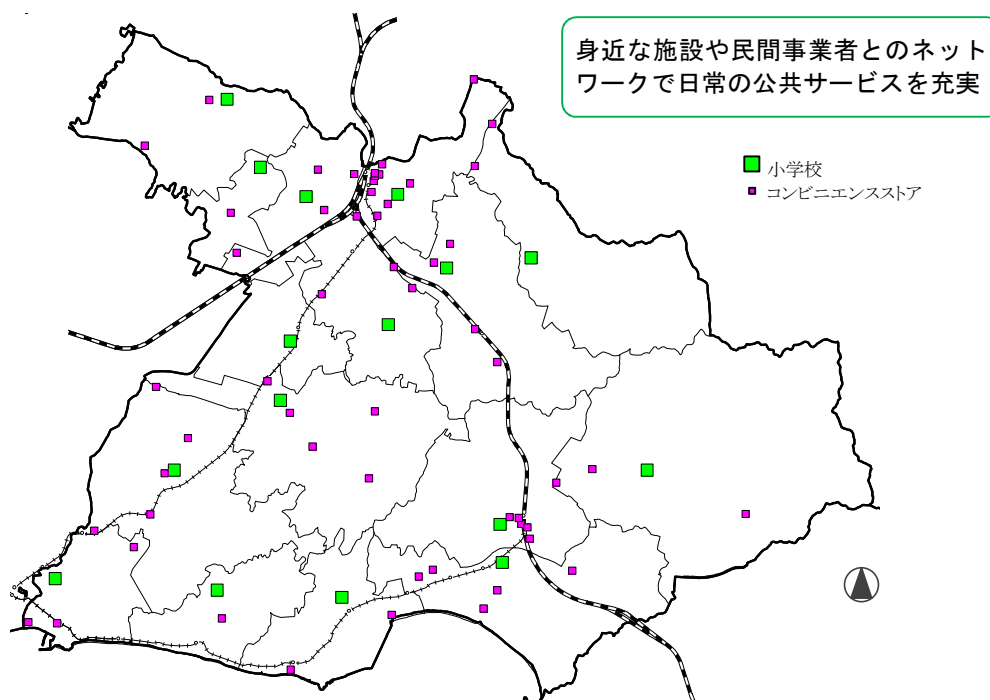
#### (1) 小学校区レベル

小学校区レベルとは、行政サービスや学校教育等、日常的に求められる身近な行政サービスを提供する範囲をいいます。

例えば、子どもの家や子ども会館のような、子どもが歩いて通う施設等が想定されます。

また、コンビニエンスストア等、市内各所に点在する民間施設において、民間事業者との連携により、公共サービスの提供ができるようにするなど、公共施設以外の施設を活用することによる公共サービスの効果的な提供方法の具体化を行います。

図表 小学校の配置





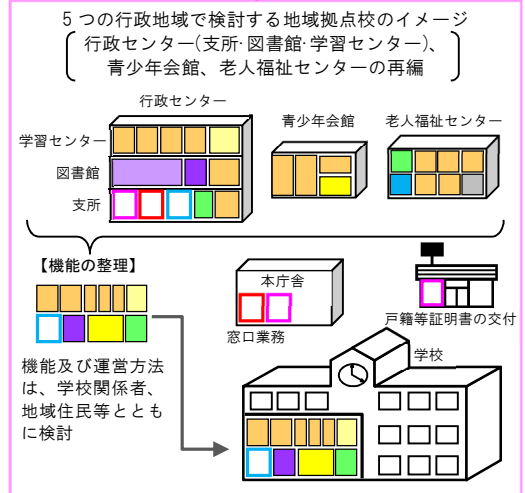
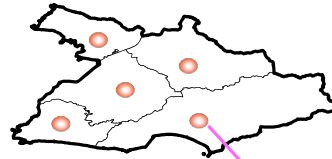
## (2) 行政地域レベル

行政地域レベルとは、現在の5つの行政地域を基本とします。

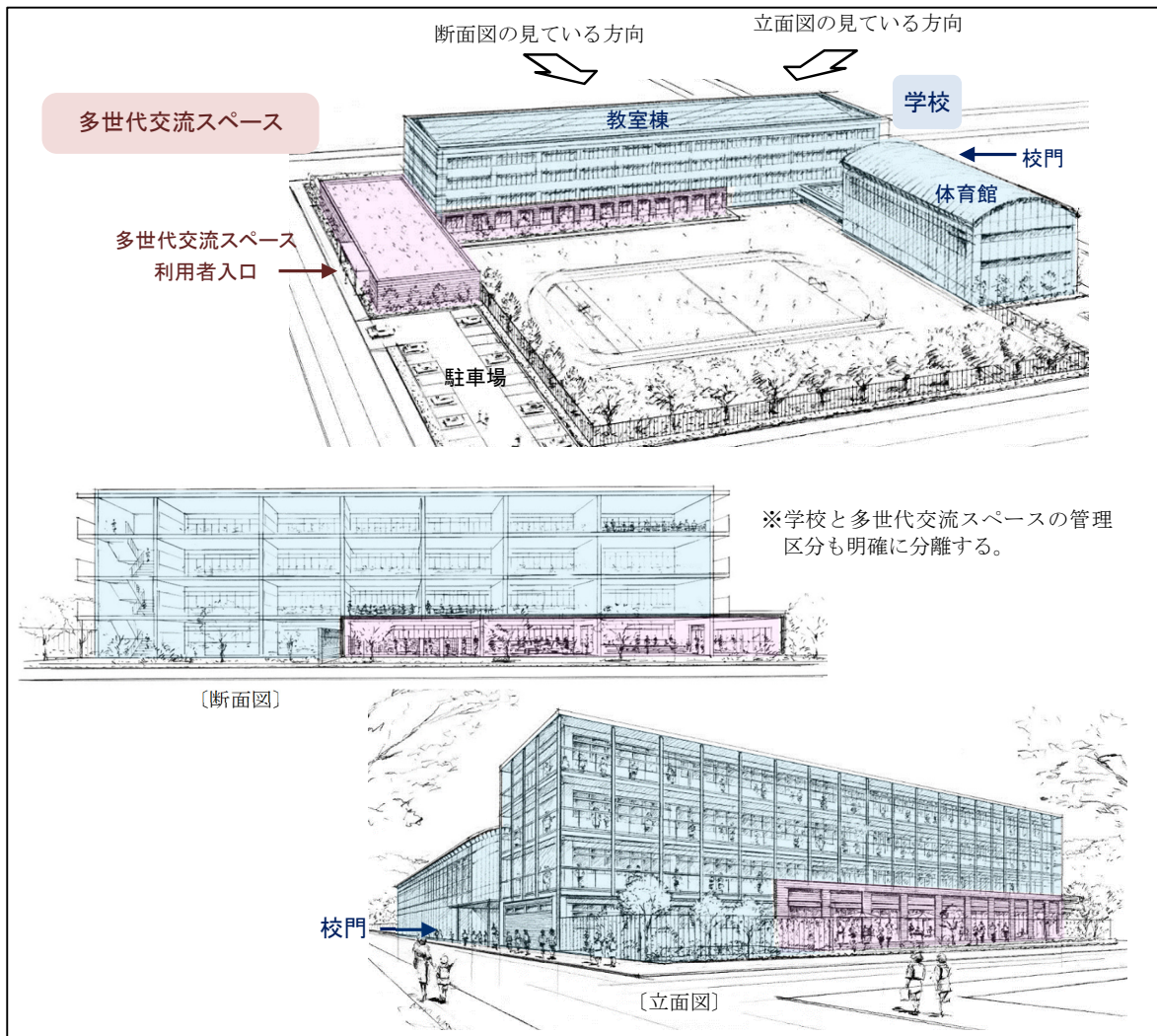
公共サービスのあり方の見直しで示したとおり、5つの行政地域にある学習センターや老人福祉センター、図書館等の機能のうち、各行政地域に必要な機能を精査した上で、地域活動の場や多世代が多目的に利用できる多世代交流スペースとして機能を集約します。

また、多世代交流スペースの機能については、各地域の小中学校1校を選定し、建替え等にあわせて、教育環境の維持向上や安全性等に配慮した上で、学校用地を活用した複合化を行います。

個別施設で提供されている類似機能を集約し、学校を中心に集約化・複合化



図表 行政地域レベルの多世代交流機能の複合化イメージ

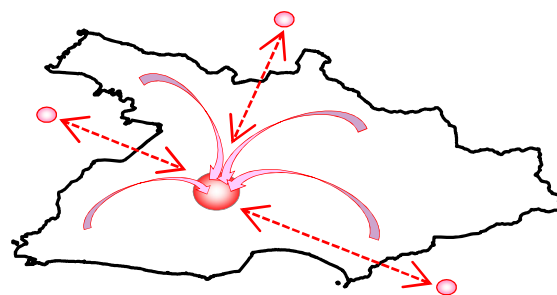


### (3) 全市レベル

全市レベルとは、広域的に利用される施設で、市単位で1箇所程度の施設でサービス提供を行うものです。

体育館、ホールなどの広域的な施設は、多くの市民が利用したいと感じるよう、機能の充実した拠点施設を1つ整備します。

市外周辺地域からの利用もある施設については、建物の更新時期も踏まえ、近隣市との広域連携の検討を行っていきます。



拠点施設による全体的な魅力の向上  
(地域の施設の機能は簡素化)

図表 広域施設の配置

